

## 〔研究ノート〕

# II ニービーランド領クック諸島の刑事司法

永 田 憲 史

- 一、はじめに
- 二、概 要
- 三、法 状 況
- 四、刑事裁判制度
- 五、刑 事 法

### 一、はじめに

イギリス領ピタカーン (Pitcairn) に統治<sup>(1)</sup>する、南太平洋諸島の自治領 (self-governing state) ピタカーン諸島 (Cook Islands) の刑事司法制度を概観するに至った。

今回も、条文によれば、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PacLII)<sup>(2)</sup> がイハターネット上で提供しているデータベース (PacLII Databases) を利用した。

II ニービーランド領クック諸島の刑事司法

## 一、概要

クック諸島は、ニュージーランドの北東約三〇〇〇キロメートルに位置し、北のキリバス共和国 (Republic of Kiribati)、東のフランス領ポリネシア (Polynésie Française; French Polynesia)、西のニューサーラハヌの自治領ニウエ (Niue)、ニュージーランドの自主行政 (self-administered) 地域トケラウ (Tokelau)、アメリカ合衆国領サモア (American Samoa) に隣れた、北クック諸島 (Northern Cook Islands) と南クック諸島 (Southern Cook Islands) からなるニューサーラハヌの自治領である。面積は1117平方キロメートルで、人口は約11,000人である。人口の約一倍以上のクック諸島出身者がニュージーランドなどで暮らしているとされる。中心都市は、南クック諸島のラロトハガ (Rarotonga) 島のアヴァルア (Avarua) である。観光収入などがあるものの、経済基盤は弱く、ニュージーランドからの財政援助が自治領の財政を支えている。

歴史を紐解くと、この地域には、遅くとも紀元後六〇〇年頃には、現在のフランス領ポリネシア北東部にあたるマルキーズ諸島 (Marqueses; Marquesas) からタヒチ (Tahiti) 経由で人々が到達した。南クック諸島、特にラロトンガ島では、族長の力が強かつたのに対し、北クック諸島では、族長の力はそれほど強くなく、長老会議などによる集団指導体制であったとされる。ヨーロッパ人が初めてクック諸島に到達したのは、一五九五年のことであり、一九世紀になるとイギリスの布教团が進出し、その説得もあって、各族長は、次々と成文法を公布した。有力者からなる会議体のアリキ (Ariki) が任命した判事や警察官がこれららの法律を執行した。その後、一八八八年、イギリスは、フランスの進出に対抗して、ラロトンガ島を保護領とする」とを宣言した。これにより、南クック諸島は、クック諸島連邦 (Federation of Cook Islands) となつた。一八九一年に選挙により代表者が選出される連邦議会 (Federal Parliament) の最高裁判所 (Supreme Court) が設立された。一八九一年には、アリキの構成員、地方裁判所判事、族長及びヨーロッパ出身住民からなる一般評議会 (General Council) が設立された。

一九〇〇年、ラロトンガ島のアリキは、クック諸島がニュージーランドに属する」とを受け入れ、一九〇一年から正式にクック

諸島はニュージーランド領となつた。一九一五年、<sup>(15)</sup> ニュージーランド議会は、一九一五年クック諸島法 (Cook Islands Act 1915) を制定し、従来の連邦政府に関する規定を置く代わりに、統治権限を駐在弁務官 (Resident Commissioner) がニュージーランドの島嶼領大臣 (Minister of Island Territories) に集中させた。その上で、助言だけに権能を限定された島嶼評議会 (Island Councils) を設立し、自治権を事実上剥奪した。

一九四六年、一九四六年クック諸島修正法 (Cook Islands Amendment Act 1946)<sup>(16)</sup> により、立法評議会 (legislative Council) が設立された。されば、一九五八年に立法議会 (Legislative Assembly) となり、選挙により代表者を選出すようになった。

国際連合から一九六〇年に指摘を受け、一九六四年、<sup>(17)</sup> ニュージーランド議会は、クック諸島憲法 (Constitution of the Cook Islands) を制定した。<sup>(18)</sup> これにより、クック諸島は、<sup>(19)</sup> ニュージーランドとの自由連合 (free association) 関係にある自治領となり、内政自治権を獲得した。そして、一院制で、定数二十五、任期四年の立法議会は内政に関する全ての立法が可能となつた。行政の長は、首席大臣 (premier) が定められた。外交と防衛はニュージーランドが担うとされていながら、実際には、クック諸島政府の要請に基づく形で、<sup>(20)</sup> ニュージーランドにより行使されている。国家元首はイギリスのエリザベス二世 (Queen Elizabeth II) であり、総督 (Governor General) もニュージーランド総督が兼務している。なお、クック諸島人は、<sup>(21)</sup> ニュージーランドの市民権をも有する。

一九六五年、立法議会の初めての普通選挙が行なわれた。また、憲法が改正され、アリキス院 (House of Arikis) が立法議会に助言を行なう機関として設立された。一九八一年、一九八〇年—一九八一年憲法修正法 (Constitution Amendment Act (No. 9) of 1980-1981)<sup>(22)</sup> によると、立法議会は議会 (Parliament) から、首席大臣は首相 (Prime Minister) と名称が変更された。また、憲法に権利章典 (Bill of Rights) が設けられ、上訴裁判所 (Court of Appeal) が設立された。

### 三、法 状 況

法源として<sup>(9)</sup>、第一に、クック諸島憲法がある。

第二に、制定法がある。法源となるのは、① クック諸島議会が制定した法律、② ニュージーランド議会がクック諸島に適用すべく制定した法律のうち、クック諸島議会が認容した法律、③ クック諸島議会議員に適用される特権などを規定したイギリスの法律である。

第三に、コモン・ロー (common law) と衡平法 (equity) がある。ニュージーランド、オーストラリア、イギリスの法状況が参考にされることが少なくない。コモン・ローと衡平法が抵触する場合には、法律上、衡平法が優先するとされている。

第四に、慣習法がある。法源としては、極めて限定されている。

法曹資格については、一九九三一九年法律実務家法 (Law Practitioners Act 1993-94)<sup>(10)</sup> が法曹資格について規定している。ニュージーランド法で法曹資格が認められるか、法律に関する試験に合格するかしなければならない。クック諸島には、法曹養成機関がないため、法曹志望者はニュージーランドで学ぶことが多い。

### 四、刑事裁判制度

刑事裁判は、原則として三審制である。<sup>(11)</sup>

通常第一審とされるのが、高等裁判所 (High Court)<sup>(12)</sup> の治安判事 (Justice of the Peace) が審理する法廷である。治安判事は、内閣の助言に基づいて総督により任命される。治安判事になるために、法律の学位などは不要である。法定刑が罰金刑 (fine) とされている犯罪に関わる事件、被告人が答弁取引 (plea) を行なった事件、その他法定された事件は、治安判事が一人で審理できる。この場合、二年以下の拘禁刑 (imprisonment) 又は 1100 ニュージーランドドル (NZD) (約一六,〇〇〇円)。一 NZD 八

○円で換算。以下同じ)以下の罰金刑を言渡すことができる。一部の法定されている事件は、治安判事が三人で審理しなければならない。この場合、三年以下の拘禁刑又は三〇〇NZD(約一四、〇〇〇円)以下の罰金刑を言渡すことができる。

高等裁判所の治安判事が審理する法廷からの上訴審と、高等裁判所の治安判事が審理する法廷の管轄外の事件の第一審を行なう

のが、高等裁判所の判事が審理する法廷である。<sup>(15)</sup>この法廷は、高等裁判所長官(Chief Justice)と高等裁判所判事で構成される。

高等裁判所長官は、内閣及び首相の助言に基づいて総督により任命され、高等裁判所判事は、内閣、司法大臣(Minister of Justice)、高等裁判所長官の助言に基づいて総督により任命される。いずれの職も、ニュージーランドを始めとするイギリス連邦諸国で判事の経験があるか、七年以上バリスター(barrister)の経験がなければならない。<sup>(16)</sup>これまで、高等裁判所長官や高等裁判所判事は、ニュージーランドの判事が兼任している。事件により、一人又は複数の判事により審理される。従来、法定刑が六ヶ月以上の拘禁刑とされている犯罪については、陪審裁判(jury)を受ける権利が被告人にあると規定されていたが、法改正により、陪審裁判を受ける権利はかなり制約され、ほとんどの事件で陪審裁判が利用できなくなった。なお、三時間評議し、全員一致の評決の可能性がない場合、四分の三の多数での評決が認められている。

高等裁判所の判事が審理する法廷の上訴審を行なうのが、上訴裁判所である。<sup>(16)</sup>従来、ニュージーランドの上訴裁判所(Court of Appeal)へ上訴しなければならなかつたが、一九八一年にクック諸島の上訴裁判所が設立され、国内で事件が審理されることとなつた。高等裁判所の判事が審理する法廷で死刑又は無期刑が科された場合、事實認定について上訴することができる。また、法定の処断刑に逸脱して拘禁刑又は罰金刑が科された場合で、その逸脱が六月を超える拘禁刑又は二〇〇NZD(約一六、〇〇〇円)以上の罰金刑について生じている場合、量刑について上訴することができる。それ以外の場合でも、上訴裁判所が特別に許可したときには、上訴が認められる。上訴裁判所は、高等裁判所長官と高等裁判所の二名の陪席判事(puisne judge)で構成される。

原則として、上訴裁判所が終審となるが、ロンデンの枢密院司法委員会(Judicial Committee of Privy Council)への上訴が認められる場合がある。

## 五、刑 事 法

かのでは、一九一五年クック諸島法が刑事法についても包括的な規定を有しており、刑事法においても中心的役割を果たしているが、現在、一九六九年犯罪法 (Crimes Act 1969)<sup>(17)</sup> が刑事法の中核である。<sup>(18)</sup> 一九六九年犯罪法は、欧米型の標準的な刑事法を範としている。特徴的であるのは、魔術 (witchcraft, sorcery, enchantment) や占いが公共の福祉を害するとして犯罪とされていることである。<sup>(19)</sup> なお、同性愛行為や、獸姦も处罚（20）されてしまふ。<sup>(21)</sup> 近時、犯罪収益の剥奪を行なうための一〇〇三年犯罪収益法 (Proceed of Crime Act 2003)<sup>(22)</sup> などの整備も進んでくる。

刑事手続についても、一九八〇年—一九八一年刑事手続法 (Criminal Procedure Act 1980-1981)<sup>(23)</sup> が詳細に規定してある。宣告猶予が認められてくる。<sup>(24)</sup> また、制定法上禁止されていない限り、拘禁刑に加えて又は代えて、罰金刑を賦科することができる。<sup>(25)</sup> 法人には、拘禁刑に代えて、罰金刑を賦科することができる。<sup>(26)</sup> 罰金刑の量定にあたっては、犯罪者の資力を斟酌しなければならない。有罪認定された場合、裁判所は、損失又は損害について、被害弁償の支払 (payment of compensation) を犯罪者に命ぜられるが<sup>(27)</sup>できる。同様に、現物返還 (restitution) を犯罪者に命じることができる。<sup>(28)</sup>

死刑は廃止されておらず、絞首 (hanging)<sup>(29)</sup> が執行される。<sup>(30)</sup> 一八歳未満の場合や妊娠中の場合は執行されない<sup>(31)</sup>。

- (1) 描稿「イギリス領ピトケアンの刑事司法」関西大学法学論集五七卷一号 (11007) 一七二頁以下。
- (2) <http://paclii.org.vu/> ... サイトが <http://www.paclii.org/>。
- (3) 最新の数値は、アメリカ合衆国の中情情報局 (Central Intelligence Agency; CIA) の世界の現状資料 (The World Factbook) による。<http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/cw.html>
- (4) 著・Adcoxornu, I. et al, *The Cook Islands*, In: Ntumy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal System* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 3, 3-4.
- (5) 1915 No. 40 (NZ).

- (6) 1946 No. 1630 (NZ).
- (7) 1964 No. 69 (NZ). 経緯について詳説したのが山口、家正治「国際的人民投票制度の展開——クック諸島の事例を中心として——」神戸外大論叢一八卷一号（一九六七）三三一頁以下、四四一五一頁 五十嵐正博「Associated State の創設——クック諸島——」金沢法学一八卷一号（一九八五）五五頁以下、国際法上の地位について論じたもの山口、大森誠「クック諸島の国際法上の地位について——自由連合についての考察——」ジャーリスト九四一号（一九八九）一〇一頁以上が参考。
- (8) 1980-81 No. 24.
- (9) 謹へべぞ' Adzoxornu, *supra* note 4, at 5.
- (10) Adzoxornu, *supra* note 4, at 24.
- (11) 1993-94 No. 15.
- (12) 謹へべぞ' Adzoxornu, *supra* note 4, at 8-9, 17-18; Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law* (Cavendish Publishing Limited, 1999), pp. 280-284.
- (13) Art. 47, 48 Constitution of the Cook Islands.
- (14) Art. 62 Constitution of the Cook Islands.
- (15) Art. 49-55 Constitution of the Cook Islands.
- (16) Art. 56-61 Constitution of the Cook Islands.
- (17) 1969 No. 7.
- (18) 謹へべぞ' Adzoxornu, *supra* note 4, at 15.
- (19) S. 165 Crimes Act 1969. 法廷刑は、六月以下の拘禁刑とやれてる。
- (20) S. 155 Crimes Act 1969. 法廷刑は、最も重い類型で一四年以下の拘禁刑とやれてる。
- (21) S. 156 Crimes Act 1969. 法廷刑は、最も重い類型で七年以下の拘禁刑とやれてる。
- (22) 2003 No. 12.
- (23) 1980-81 No. 28.

- (24) S. 113 Criminal Procedure Act 1980-1981.
- (25) S. 108 (2) Criminal Procedure Act 1980-1981.
- (26) S. 108 (3) Criminal Procedure Act 1980-1981.
- (27) S. 108 (4) Criminal Procedure Act 1980-1981.
- (28) S. 415 Crimes Act 1969.
- (29) S. 416 Crimes Act 1969.
- (30) S. 119 (3) Criminal Procedure Act 1980-1981.
- (31) S. 120 Criminal Procedure Act 1980-1981.